12　リスク管理指導官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策及び業務の実施に係るリスク管理に関する研修についての企画及び指導に関する事務を行う。

第三条中第四項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　人事企画調整官は、職員の人事に関する特定事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　秘書専門官は、機密に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三条第三項の次に次の一項を加える。

4　人事企画官は、命を受けて、職員の人事に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三条を第一条とする。

第四条の見出しを「災害総合対策室並びに調査官、企画官、法令審査官及び原子力災害対策専門官」に改め、同条第一項中「調査官一人」を「災害総合対策室並びに調査官二人」に、「及び法令審査官四人」を「、法令審査官四人及び原子力災害対策専門官二人」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　災害総合対策室は、農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

3　災害総合対策室に、室長を置く。

第四条に次の一項を加える。

7　原子力災害対策専門官は、命を受けて、原子力災害対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四条を第二条とする。

第五条の見出しを「（予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、予算決算管理官、会計専門官、営繕専門官、首席営繕専門官及び施設管理専門官）」に改め、同条第一項中「企画官一人」を「経理調査官一人、企画官二人」に、「三人及び予算決算管理官一人」を「四人、予算決算管理官一人、会計専門官六人、営繕専門官十人、首席営繕専門官一人及び施設管理専門官二人」に改め、同条第二項中「予算課の所掌事務」を「農林水産省の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算」に、「その他の重要事項」を「（予算の執行に関するものを除く。）」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　経理調査官は、命を受けて、予算課の所掌事務に関し調整を要する重要事項（予算調査官の所掌に属するものを除く。）についての調査、企画及び連絡調整を行う。

第五条に次の四項を加える。

7　会計専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　営繕専門官は、命を受けて、農林水産省所管の建築物の営繕工事に関する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに営繕工事の設計及び施工の監督に関する事務を行う。

9　首席営繕専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

10　施設管理専門官は、命を受けて、庁内の管理に関する専門の事項についての調整及び指導に関する事務を行う。

第五条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）

第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十九人、企画官三十五人、調整官四人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官四人を置く。

2　技術政策室は、農林水産省の所掌事務に係る技術に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　技術政策室に、室長を置く。

4　食料安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

二　食料自給率の目標に関すること。

三　食料の需給の見通しに関すること。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。）についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

5　食料安全保障室に、室長を置く。

6　環境政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

7　環境政策室に、室長を置く。

8　調査官は、命を受けて、政策課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

9　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する基本的な政策に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11　技術企画専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る技術に関する総合的な政策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

12　食料安全保障専門官は、命を受けて、第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

13　食料自給率専門官は、命を受けて、食料自給率の目標に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

14　環境企画官は、命を受けて、第六項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官及び評価専門官）

第五条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官四人、広報・報道審査官二人及び評価専門官三人を置く。

2　広報室は、広報に関する事務（報道室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　広報室に、室長を置く。

4　報道室は、報道関係者に対する広報に関する事務をつかさどる。

5　報道室に、室長を置く。

6　情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の保有する情報の安全の確保に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること（情報分析室の所掌に属するものを除く。）。

三　農林水産省の保有する情報の公開に関すること。

四　農林水産省の保有する個人情報の保護に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。